

公判廷に入廷及び退廷する際に、手錠・腰縄を施された姿を、裁判官や傍聴人に見られないようにする措置を講じることを求めたが受け入れられなかった刑事被告人による国賠訴訟

—大阪地裁令和元年5月27日判決

弁護士 長谷川 彰

1 事案の概要

本件は、大阪地裁に刑事被告人として起訴された原告が、第1回公判期日に先立って、裁判所に対し、法廷内の被告人出入り口付近に衝立を設けて手錠及び腰縄を施された被告人の姿を入退廷に際して裁判官や傍聴人から見られないようにする措置を講じるように求める旨の申入書を提出し、公判期日においても、同旨を申し立てたが、担当裁判官は、特段の措置を講じなかったため、原告は、担当裁判官が、入退廷時において、原告に手錠及び腰縄を施し、法廷内の傍聴人等の他者の目に触れさせたことは、原告の人格に対する配慮に著しく欠けるものであり、手錠等により拘束された姿を見られないという人格権、ひいては個人の尊厳(憲法13条)を侵害したなどとして、1回の出廷につき10万円の慰謝料を求めて国賠訴訟を提起した事案である。

2 前提となる最高裁と法務省との協議結果

法務省矯正局長が平成5年7月19日付で発出した「刑事法廷における戒具の使用について(通知)」によると「裁判所が、今後、特に戒具を施された被告人の姿を傍聴人の目に触れさせることは避けるべきであるという事情が認められると判断した事件の戒具取り外しについては、(中略)裁判官、被告人、傍聴人という順序又は被告人、裁判官、傍聴人という順序で入廷し、傍聴人、被告人、裁判官という順序で退廷することとし、傍聴人のいないところで解錠し、又は施錠させるという運用を原則とし、これによることができない特段の事情がある場合には、あらかじめ裁判所と拘置所が協議した上、被告人の入廷直前又は退廷直後に法廷(外)の出入口のところで解錠し、又は施錠させるという方法その他適切な方法を執る取扱いとすること」で最高裁との協議が整ったとしている。

3 原告からの主要な問題提起

- (1) 公判期日が開始(開廷)される前、又は公判期日が終了(閉廷)した後に、被告人に対して法廷内で手錠等を使用することは、刑訴法287条1項に違反するのではないか。
- (2) 手錠等は、罪人を象徴する道具(戒具)であり、被告人に手錠等を施して出廷させ、裁判官や傍聴人に対して罪人や有罪であるとの印象を与えることは、被告人の無罪の推定を受ける権利に由来する利益を侵害するのではないか。
- (3) 入退廷時に被告人に手錠等を使用することは、公判に臨む被告人の心理に不当な作用を及ぼす結果、被告人の真意に基づく供述を困難にさせるなど、適切な防御権行使を阻害し、また、刑事訴訟手続きの一方当事者である検察官との比較において、被告人のみが手錠等を使用されることは、刑事訴訟手続きにおいて保障された対等な当事者の地位を侵害することになるのではないか。
- (4) 入退廷時において、被告人に手錠等を施し、法廷内の傍聴人らの他者の目に触れさせることは、手錠等により拘束された姿を見られないという人格権、ひいては個人の尊厳を侵害するのではないか。

4 上記問題提起に対する裁判所の応答

(1) に対し

刑訴法287条1項の趣旨は、身体拘束が被告人の心理面に影響を及ぼし、防御活動の制約となり得ることや、当事者の一方が身体の拘束を受けたのでは手続きの公正を期することができないことから、**公判期日が開かれる公判廷**での被告人の身体拘束を禁じているもので、およそ法廷という物理的な場所における被告人の身体拘束を禁じる趣旨まで含まない。

→入廷から開廷までの間ないし閉廷から退廷までの間に手錠が用いられたとしても刑訴法287条1項違反はない。

(2) に対し

手錠等を施された被告人の姿は、罪人、有罪であるとの印象を与えるおそれがないとはいえない。

BUT、仮に法廷内にいる傍聴人が上記の印象を抱いたとしても、そのことが公判手続きの追行において被告人の地位に何らかの影響を与えるものではない。

刑事訴訟に関する諸原則に精通し、独立して職

権を行使することが保障された裁判官が、被告人の容姿等から同人が罪を犯したものであるなどといった何らかの心証を感得し、予断を生じることはおよそ想定しがたい。

(3) に対し

手錠等が使用された状態下においては、被拘束者は心身に何らかの圧迫を受け、任意の供述は期待できないものと推定され(最高裁昭和37年(あ)第2206号昭和38年9月13日判決)被告人が十分な防御活動を行うことができないおそれがあることは否定できない。

しかし、原告は、開廷時から閉廷時まで手錠等は解かれており、公判手続きにおいて防御活動を行える立場にあった。入廷時等に手錠等が使用されたことによって被告人に生じた心理的負荷は、手錠等を解かれた状態においてまで何らかの影響が残存するものとは直ちに認めがたい。

(4) に対し

手錠等を施された姿を公衆の前にさらされた者は、自尊心を著しく傷つけられ、耐えがたい屈辱感と精神的苦痛を受けることになることは想像に難くない。公判手続きが行われる法廷は、憲法上の要請に基づいて公開された場所であり、不特定多数の一般公衆が傍聴可能な場であるところ、このような公開法廷と一般公衆の目にさらされ得る他の場所とを区別する合理的理由は見いだしがたく、法廷において傍聴人に手錠等を施された姿を見られたくないとの被告人の利益ないし期待は個人の尊厳を定めた憲法13条の趣旨に照らし、法的保護に値する。

本刑事事件の担当裁判官は、刑事施設と意見交換して手錠等を解錠又は施錠するタイミングや場所をどうするかという点に関する判断を行うのに必要な情報を収集し、その結果を踏まえて弁護人と協議を行うなどして、具体的な方法について検討し、刑務官等に指示すべきであったのに、特段の措置をとらないまま手錠等を施されたままの被告人を入廷させ、また手錠等を使用させた後に退廷させたもので、被告人の正当な利益に対する配慮を欠いた。

5 本判決の評価

上記問題提起(4)に対する本判決の判断は画期的なものとして評価できる。しかしながら、結論としては、被告人を入廷させた後、開廷後に法廷内で手錠等を解

き、閉廷後に法廷内で手錠等を施して退廷させるという措置が、被告人の逃走等を確実に防止するという観点から多くの裁判所において行われていること、本件裁判官らが被告人の逃走を確実に防止するという以外意図をもって手錠等を施された状態で被告人を入退廷させたことを伺わせる事情も認められないことを理由に違法とまではいえないとした点は、肩すかしの感を否めない。

6 最後に

裁判員裁判では、裁判員に与える影響に配慮して、弁護人の要望に応じて、事前解錠の措置がとられている。平成5年7月19日付最高裁事務総局刑事局長及び家庭局長発出の書簡にも「ある地方裁判所において、被告人側から手錠姿が傍聴人の目に触れないようにしてもらいたい旨の要請があり、これに応じて、裁判所が、開廷時に、入廷していた傍聴人をいったん退廷させた上、被告人を入廷させて戒具を外させ、その後傍聴人を再度入廷させ、また、閉廷時には、傍聴人を退廷させた後に戒具を施させるという措置を執った事例がありました」と記されている。

私は、今回紹介した判決を原告代理人である山下潔弁護士からいただいた。同弁護士は、刑事事件の依頼を受けたすべての弁護人は、被告人が法廷に手錠・腰縄姿で入ることだけはやめてもらうことを必ず申し入れ、裁判官にこの問題を考えてもらって欲しいと希望されています。